

物品売買契約書

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と有限会社 新生工具店 代表取締役
林 芳彦（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 カセットガス式インバーター発電機等（以下「物品」という。）
の買入れ
- (2) 物品の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約金額 金 1,482,800 円
課税事業者
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 134,800 円)
- (4) 納入期限 令和8年2月27日（金）
- (5) 納入場所 別紙「納入先一覧」のとおり
- (6) 契約保証金 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号
の規定に基づき免除する。
- (7) 代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

（納入の通知）

第2条 受注者は、売渡し物品を納入したときは、直ちに発注者に納入した旨を通知すること。

（検査）

第3条 発注者は、受注者の交付する納品書とともに物品を受領し、前条の通知を受けた日から
起算して10日以内に検査を行う。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、受注者は当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定す
る期日までに良品を納入すること。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、全
て受注者の負担とする。

（代金の支払方法）

第4条 受注者は、物品の検査が完了し、発注者が物品を受領した後に、適法な請求書を作成
し、発注者に交付しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払う。

（履行遅滞）

第5条 受注者は、物品を納入期限までに納入することができない理由が生じたときは、速やか
にその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なけ
ればならない。

- 2 発注者が前項の規定による申し出を受けた際に、特に納入期限の延長を認める必要がある場

